

令和 8 年度 IT 産業海外展開活動支援業務 業 務 仕 様 書

1 業務名称

令和 8 年度 IT 産業海外展開活動支援業務

2 業務概要

さっぽろ産業振興財団では、札幌市の産業振興計画である「第 2 次札幌市産業振興ビジョン（令和 5 年度～令和 14 年度）」に基づき、その重点分野に位置づけられた「IT 産業」の更なる成長を促進すべく、海外市場でのネットワーク拡大と販路開拓の機会を創出する取組を推進している。

その取り組みにおいて、この度、東南アジア最大級の経済規模とデジタル市場を有するインドネシアにおいて、北海道内・札幌市内の IT 企業と現地企業とのビジネスマッチングおよび高度 IT 人材の獲得を目的とした「Sapporo IT Delegation in Indonesia」（以下、「本ミッション」という。）を実施する。本ミッションでは、現地支援機関・現地企業を訪問し、意見交換や相互ピッチなどの交流を行うことで将来的な提携・取引の可能性を探るとともに、現地市場や業界構造に関する知見を深める機会を提供する。

本業務では、本ミッションのビジネスマッチングに関する訪問先の調整や現地移動手段の手配等の業務を委託するものである。

3 業務内容

(1) ビジネスマッチングプログラムの企画・調整

- ① 受託者は、北海道内・札幌市内 IT 企業の業種・ニーズを踏まえ、インドネシアにおける有望な現地企業とのビジネスマッチング機会を提供するプログラムを企画すること。なお、プログラムには、現地企業への訪問に加え、市内企業と現地企業との自由な交流を促進するイベントを含めること。
- ② プログラムの企画にあたっては、現地支援機関（JETRO ジャカルタ事務所、現地商工会、インキュベーター等）との連携も含め、企業間の面談の場を効果的に設定すること。訪問先やマッチング先の選定は、委託者と協議の上で進めること。
- ③ 現地訪問先及びマッチング先との連絡調整を行うこと。

- ④ プログラムの期間はおおむね2～3日間とし、北海道内または札幌市内のIT企業5社以上の参加を目指すこと。具体的な日程及び内容等の詳細については、委託者と協議の上決定すること。決定したプログラムについて、タイムスケジュール等の詳細について定めた旅程表を作成すること。
- ⑤ 本事業は、委託者が実施する「令和8年度 海外からの高度IT人材獲得支援業務」と連携して実施する予定であるため、本事業と当該事業との連携に係る日程や参加企業などの各種調整を行うこと。

(2) 現地における運営業務

受託者は本ミッションの現地活動期間中、参加者の円滑な及び交流を支援するため、以下の業務を実施すること。

① 移動手段の手配

- ・参加者が遅滞なく移動できるよう、参加者専用等の車両を手配すること。
- ・各行程の参加者の増減を考慮し、同行する財団職員と調整の上、適切な車両規模を選定すること。
- ・移動ルート等の事情により、ライドシェアサービスや公共交通手段の利用により移動効率の改善が見込まれる場合は、委託者と調整の上、これを利用すること。なお、公共交通手段を利用する場合の交通費は参加者各自負担とし、受託者の費用負担は発生しないものとする。

② 現地対応

現地活動においては複数の訪問先を移動しながら交流を実施することから、通訳以外にも突発的な対応が必要となる場合がある。このため、受託者は参加者に同行して、訪問先との調整や移動ルートの変更等について、適宜対応を行うこと。

③ 通訳の手配

受託者は、現地活動におけるビジネス上の意思疎通を円滑に行うため、適切な水準の通訳を手配すること。

特に、市内企業と現地企業との交流を目的としたイベントにおいては、道内・市内の参加企業1社あたり1名以上の通訳を配置する等、十分な意思疎通が図られる体制を整備すること。

(3) 参加企業との連絡・調整

- ① 本ミッションへの参加申込みへの対応、現地スケジュールの共有、参加日の確認等

を行い、参加者情報を委託者に共有すること。

② 参加企業に対し、現地情報、注意事項、マッチング相手情報等を事前に提供すること。

③ 参加企業の希望や面談目的をヒアリングし、マッチング調整に反映すること。

(4) アンケートの実施・集計

本ミッション終了後、参加企業に対してアンケート調査を実施し、プログラムの評価、満足度、今後の課題等について集計・分析を行うこと。アンケート結果は、業務報告書に反映すること。

(5) 業務報告書の作成

業務の実施結果をまとめた業務報告書を作成し、業務履行期間内に提出すること。報告書にはマッチング実績、企業評価、今後の課題等に加え、新たに得られたネットワーク、現地市場における可能性及びビジネス展開上の留意点等を記載すること。

ミッション終了後に継続協議が見込まれる案件については、現地企業との連絡調整及びフォローアップを行い、その結果について業務報告書に記載すること。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで

※現地渡航は令和8年11月を想定し、具体的な日程は委託者と協議の上決定すること。

5 成果品

受託者は、以下の成果物を提出すること。

(1) 業務報告書

業務完了後、業務完了報告をし、検査を受けること。詳細については、受託後、委託者と調整することとする。

(2) 広報印刷物

(3) 参加企業申込受付データ

(4) アンケートの集計結果

6 成果品の納品場所

札幌市エレクトロニクスセンター（札幌市厚別区下野幌テクノパーク 1－1－10）

7 その他

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。
- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何

らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

以 上

個人情報取扱注意事項

甲は一般財団法人さっぽろ産業振興財団を、乙は甲から委託等を受けて個人情報を取り扱う者をいう。
また、この注意事項において「個人情報」「個人データ」とは、この契約に定める業務を行うために取得し、又は提供を受けたものをいい、その定義は個人情報保護法によるものとする。

(基本事項)

第1条 乙は、この契約に定める業務を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、この注意事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、適切に取り扱うものとする。

(体制の整備)

第2条 乙は、個人情報を取り扱う従業員その他の者を限定するなど、必要以上の者が個人情報にアクセスできない体制をとるものとする。

2 乙は、個人情報の取扱場所を限定するなど、必要とする場所以外で個人情報にアクセスできない措置をとるものとする。

3 乙は、個人情報を他に漏らしてはならず、この契約に定める業務が終了した場合も同様とする。

(個人情報の取扱いの委託の禁止)

第3条 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱状況の報告)

第4条 乙は、この契約に定める業務を行うために取り扱う個人情報について、次に掲げる事項を甲に書面で報告しなければならない。

- (1) 個人情報の項目
- (2) 個人情報の取扱件数
- (3) 個人情報の入手先
- (4) 個人情報の保管場所及び施錠の有無
- (5) 業務中における個人情報取扱（予定・実施）回数

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の利用目的は、この契約に定める業務に限るものとする。

(利用目的による制限)

第6条 乙は、この契約に定める業務以外の目的で個人情報を利用してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第7条 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第8条 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 乙は、この契約に定める業務を行うために個人情報を取得するときは、あらかじめ、又は取得後速やかに、その利用目的を本人に通知しなければならない。

(データ内容の正確性の確保)

第10条 乙は、個人データの内容を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

2 乙は、この契約に定める業務が終了したときは、個人データ（これが記録された文書等を含む。）を遅滞なく消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その方法に従うものとする。

(安全管理措置)

第11条 乙は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第12条 乙は、この契約に定める業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の従事者には、乙が雇用する従業員のほか、この契約に定める業務に従事する者であって、乙に雇用された者でない者を含む。

(委託先の監督)

第13条 乙は、第3条第1項ただし書により甲の承諾を受けて個人データの取扱いを第三者に委託したときは、委託先に本注意事項を交付して契約するなどの方法により、当該委託先にも本注意事項の内容を遵守させるほか、乙においても必要な管理監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第14条 乙は、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の事態が生じたときは、速やかに甲に報告し、甲と協力してこれに対処しなければならない。

(第三者提供の制限)

第15条 乙は、第3条第1項ただし書により甲の承諾を受けて個人データの取扱いを第三者に委託する場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。

(請求等への対応)

第16条 乙は、個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示の請求、訂正等の請求、利用停止等の請求などがあつたときは、個人情報保護法の規定に基づき適切に対応しなければならない。

2 乙は、前項の請求があつたときは、甲に報告するものとし、対応方法に疑義が生じたときは甲の指示を仰ぎながらこれに対応するものとする。